

業績等の監視及び改善要求措置要領

1. 基本的な考え方

(1) 業績等の監視の基本的な考え方

佐原広域交流拠点 PFI 事業の選定事業（以下「選定事業」という。）は、国及び香取市の治水機能及び地域振興機能を果たす重要な事業であり、その機能の麻痺に直結する状態（以下「重大な事象」という。）や支障を与えるような状態が、事業者の責めに帰すべき事由により生じてはならない。

また、事業者は、国及び香取市から選定事業の設計業務、建設業務、監理業務、維持管理業務、運営業務の実施を委ねられた事業主体として安定的かつ継続的に選定事業の遂行を可能とする財務状況を維持し、適切なリスク対策を講じていることが求められる。

このため、国及び香取市は、選定事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、選定事業の実施に関する各業務の実施状況及び業績（以下「業績等」という。）について監視を行い、各業務の業績等が業務要求水準書及び入札手続きにおいて事業者により提案された事業計画書に定める要求水準（以下、「要求水準」という。）を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行うものとする。

国及び香取市は、事業者による業績等を監視した結果、その業績等が要求水準を達成しない恐れがある、又は要求水準を達成しないと判断した場合には、事業者に対する改善要求措置として勧告、支払の減額、契約解除等を行う。

なお、付帯施設（付帯事業）についても、国及び香取市が当該事業による業績等を監視し、事業者と協議の上、改善対策を要求できるものとする。

(2) 改善要求措置の基本的な考え方

国及び香取市は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しない恐れがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を行う。改善要求措置は、その業務不履行により生じる機能の麻痺もしくは支障による影響の大きさや、同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

業務不履行に対する支払の減額は、当該業務不履行が属する「PFI 事業費の算定及び支払方法」に示す内訳の区分に応じて減額する。なお、事業者の財務状況等、施設整備、付帯施設（付帯事業）及び独立採算事業の運営業務については、業績等の監視の結果に基づく支払の減額は行わないが、改善勧告や契約解除等の措置を行うことがある。

(3) 業績等の監視及び改善要求措置の構成

業績等の監視及び改善要求措置は大きく分けて以下のように構成される。

財務状況等の業績等の監視及び改善要求措置

施設整備に係る業績等の監視及び改善要求措置

維持管理・運営業務に係る業績等の監視及び改善要求措置

付帯施設（付帯事業）及び独立採算事業の運営業務に係る業績等の監視及び改善要求措置

事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置

(4) 用語の定義

本要領で定める用語の定義以外は、「事業契約書」別紙 2 及び「維持管理・運営業務委託契約書」別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

2. 財務状況等の業績等の監視及び改善要求措置

(1) 業務等の監視方法

国及び香取市は、事業者の事業体制及び収支計画の状況について、事業者が安定的かつ継続的に選定事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

1) 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

2) 確認の方法

確認の方法は書類による確認を基本とする。

書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおり。

- ・事業者の株主総会（臨時総会含む）に付す議案：株主総会日より2週間前
- ・事業者の株主総会議事録：株主総会日より1週間以内
- ・事業者の取締役会に付す議案：取締役会日より1週間前
- ・事業者の取締役会議事録：取締役会日より1週間以内
- ・事業者の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より3ヶ月以内
- ・事業者が国及び香取市以外の相手方と締結する契約書類（写し）：契約締結日の2週間前

また、国及び香取市は、事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求め、あるいは必要に応じて専門家による調査を実施することができる。

(2) 改善要求措置等

1) 改善勧告等

改善勧告

業績等の監視により、事業者の事業体制及び収支計画において要求水準の内容と齟齬をきたす事実を確認した場合、国及び香取市は、事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び収支計画を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国及び香取市に提出する。

国及び香取市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業者の事業体制及び収支計画の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、事業者の事業体制及び収支計画が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国及び香取市に報告する。

国及び香取市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定め

た期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度 の改善勧告の手続きに戻る。

2) 契約解除

国及び香取市は、1) の手続きを繰り返しても事業者の事業体制及び収支計画の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、契約の解除を行うことができる。

3. 施設整備に係る業績等の監視及び改善要求措置

(1) 業務等の監視方法

国は、施設整備に係る業務について、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを確認する。

1) 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、具体には事業者が作成する要求性能確認計画書による。(要求性能確認計画書とは、事業者が本施設の要求水準の確保を図るために、各業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書をいう。)

2) 確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行うものとする。

書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおり。

- ・設計図及び計算書等を示した書類：基本設計途中、基本設計終了時、実施設計の終了時
- ・施工計画及び品質管理計画を示した書類：各部位の施工前
- ・計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類：各部位の施工後
- ・要求性能確認計画書：各業務段階における必要な時期

また、国は、必要に応じて追加の施設整備に係る書類の提出を求めることができる。

実地における確認

国が必要と認めるときは、各業務の実施状況を実地において確認する。実地において確認する内容は、別紙に示す程度の内容を想定している。

(2) 改善要求措置等

1) 改善勧告等

改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、国は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でない判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度 の改善勧告の手続きに戻る。

2) 契約解除

国は、1) の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、契約の解除を行うことができる。

4. 維持管理・運営業務に係る業績等の監視及び改善要求措置

(1) 業務等の監視方法

国及び香取市は、維持管理・運営に係る業務について、各業務による業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

1) 監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、業務不履行による施設機能の麻痺もしくは支障のある状態を行政機能等の麻痺に直結する状態である「重大な事象」とそれ以外の要求水準を満たさない維持管理・運営業務の履行により施設の機能等に支障を与える状態である「重大な事象以外の事象」の二つの事象に分類して、改善要求措置を行う。

重大な事象

重大な事象については、当該事象が発生した時点において、本施設の機能が麻痺しているかという観点により判断するが、その具体例は表1のとおりと考えている。ただし表1に掲げられていない事象についても、本施設の機能が麻痺していることと同様であると認識される事象については重大な事象と判断する。

重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象については、要求水準を満たさない維持管理・運営業務の履行により施設機能等に支障を与えているかという観点により判断する。

表1 重大な事象例

項目	具体的な事象(例)
安全性の損失	重大な人身事故及び物損事故の発生 など
防犯機能の停止	防犯機能停止により不審者が侵入し、盗難等が発生した場合 など
防災機能の異常	防災施設の異常による営業中断 など
電力供給、照明設備機能、通信機能の停止	全館停電、通信の不通 など
ガス及び給湯給排水設備機能の停止	ガス漏れ など
法的基準を遵守していないこと	資格者以外の法定業務実施、法的違反による業務停止 など

2) 確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行う。

書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおり。

- ・業務計画書：業務開始前及び各事業年度当初
- ・業務報告書：毎月末、国及び香取市が必要と認め報告を求めたとき

また、国及び香取市は、必要に応じて追加の維持管理・運営業務に係る書類の提出を求めることができる。

実地における確認

利用者及び職員等からの苦情があった場合、その他国及び香取市が必要と認めるとき、

各業務の実施状況を実地において確認する。

(2) 改善要求措置等

1) 改善勧告等

改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、国及び香取市は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国及び香取市に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを国及び香取市に報告する。

国及び香取市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、2)の再改善勧告等の手続きに移行する。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国及び香取市に報告する。

国及び香取市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定められた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、2)の再改善勧告等の手続きに移行する。

2) 再改善勧告等

再改善勧告

国及び香取市は、1)の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合には、再改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国及び香取市に提出する。

国及び香取市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、または提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能と認められる場合には、事業者との協議により、業務不履行となった業務を実施している選定企業を他の選定企業に変更することを求めることができる。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を再実施し国及び香取市に報告する。

国及び香取市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定められた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度2)の再改善勧告等の手続きに戻る。

3) 減額措置

重大な事象の場合

(ア) 改善勧告の手続きを行った場合、業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理・運営費(以下「当期維持管理・運営費」という。)のうち、発生した「重大な事象」に係る業務不履行の属する区分(「PFI事業費の算定及び支払方法」に示すPFI事業費の内訳の区分をいい、以下「支払区分」という。)の10%相当額を減額する。

・当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額

(イ) 発生した「重大な事象」に係る業務不履行が、以前に発生した「重大な事象」に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合(以下、「重大な事象の再発」という。)には、(ア)に加え、その重大な事象の再発回数に応じて以下のとおり減額を行う。

・重大な事象の再発回数×当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額。

支払区分は、業務要求水準書に示す業務内容を基に、以下の区分とする。

支払区分	
維持管理費	建築の維持管理業務費用
	建築設備の維持管理業務費用
	建築、建築設備の清掃業務費用
	土木の維持管理業務費用
運営業務費	河川利用情報発信施設運営業務費用
	水辺交流センター運営業務費用
	地域交流施設運営業務費用
	外構施設運営業務費用
	安全管理業務費用
	広報業務費用
	総務業務費用

(ウ) 再改善勧告の手続きを行った場合、(ア)及び(イ)の減額に加えて、以下のとおり減額を行う。

・当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額

(エ) 国及び香取市は、上記の減額に加えて、業務不履行の日から、改善・復旧を確認した日までの間(以下、「業務不履行期間」という。)当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行

不能となる業務部分に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。

重大な事象以外の事象の場合

(ア) 減額算定は、罰則点を付与し当期内の支払区分毎の罰則点の累積に応じて、減額を決定する。業務不履行が翌期に継続した場合、翌期の累積罰則点にこれを含める。

累積の罰則点	減額規模(各支払区分の維持管理・運営費の額に対して)
20点未満	0%
20点以上30点未満	1点あたり0.2%(4~6%)減額
30点以上40点未満	1点あたり0.4%(12~16%)減額
40点以上50点未満	1点あたり0.6%(24~30%)減額
50点以上	1点あたり1.0%(50%~)減額

(イ) 業務不履行を確認し改善勧告を行った場合、その支払区分に罰則点(1点)を付与する。

(ウ) 当該業務不履行が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合(以下、「重大な事象以外の事象の再発」という。)で、これが過去1年間以内に認められる場合、(ア)に加えて、以下のとおり罰則点付与を行う。

・重大な事象以外の事象の再発回数×1点

(エ) 再改善勧告の手続きを行った場合、(イ)及び(ウ)に加えて、罰則点(5点)を付与する。

(オ) 国及び香取市は、上記の措置に加え、当該業務不履行に関連して業務を一部実施していないと判断される場合、業務不履行期間に応じ、当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額、及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。

4) 契約解除

国及び香取市は、上記の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、当該業務不履行部分の契約の解除を行うことができる。

(3) 減額値と支払額算定の関係

1) 支払額算定の考え方

支払区分単位の減額

発生した業務不履行の該当する支払区分から減額を行う。

支払区分単位での減額が当期の支払区分相当額を超えた場合

当該支払区分における当期の累積減額値が、当期の当該支払区分の支払相当額を超えた場合は、対価の内訳のうち、まずその他の費用より減額し、さらにそれを超える場合は、他の全ての支払区分(維持管理・運営費を対象)から一律に減額を行う。(「重大な

事象以外の事象」の罰則点も同様とする。)

減額以外の損害賠償等

国及び香取市は、減額の手続きとは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

2) 減額等の有効期限

罰則点等の減額値は、当期限りにおいて有効とし翌期以降には持ち越さないものとする。ただし再発の履歴等については、事業従事者変更等に関係なく、重大な事象については事業期間全体、重大な事象以外の事象については過去1年間にわたって有効であることとする。

5. 付帯施設（付帯事業）及び独立採算事業に係る業績等の監視及び改善要求措置

（1）業務等の監視方法

国及び香取市は、付帯施設（付帯事業）及び独立採算事業運営業務について、当該業務による業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

1）監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるほか、以下の内容について確認する。

経営状況等

運営業務を直接実施している事業者の当該業務に係る経営状況等を確認する。

利用者の満足度等

サービスの提供が利用者のニーズに応じたものであること、また利用者からの苦情の有無を確認する。

2）確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行う。

書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおり。

- ・業務報告書：毎月末
- ・売上月計表、収支計算書、収益計算書：毎月末及び各事業年度当初
- ・ニーズ調査報告書：定期または随時（独立採算事業のみ）

実地における確認

利用者等からの苦情があった場合その他、国、香取市が必要と認めるとき、各業務の実施状況を実地において確認する。

（2）改善要求措置等

1）改善勧告等

改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、国、香取市は事業者に対しその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国、香取市に提出する。ただし業務不履行の改善に緊急を要し応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを国、香取市に報告する。

国及び香取市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し国、香取市に報告する。

国及び香取市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定められた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度 の改善勧告の手続きに戻る。

2) 選定企業の変更等

1) の手続きによっても、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、または提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能と認められる場合には、事業者との協議により、業務不履行となった業務を実施している選定企業を他の選定企業に変更することを求めることができる。

3) 契約解除

国及び香取市は、上記の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、業務不履行とされた部分の契約の解除を行うことができる。

6. 事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置

(1) 業務等の監視方法

国及び香取市は、事業期間の終了時において、施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

1) 監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準により、事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

2) 確認の方法

国及び香取市は事前に通知を行い、事業終了時の1年前に、書類による確認と現地における確認を行う。

書類による確認

確認する書類は以下のとおり。

- ・完成図
- ・施設の保全に係る資料
- ・その他設計図書等、国及び香取市が必要と認める資料

現地における確認

の書類の内容が事実であるかどうかを現地において確認する。

(2) 改善要求措置等

1) 改善勧告等

改善勧告

業績等の監視により、要求水準を満たしていないと判断した場合、国及び香取市は事業者にその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し国及び香取市に提出する。

国及び香取市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、改善・復旧できると認められない場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、改善措置を実施し国及び香取市に報告する。

国及び香取市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度の改善勧告の手続きに戻る。

2) 契約解除

事業終了時まで改善が確認されない場合、国及び香取市は、事業者の債務不履行と判断して、契約を終了するものとする。

7. 業務不履行発生後の対処方法

(1) 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、改善・復旧するよう国及び香取市から改善の通告を受けた場合、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を国及び香取市に提出し業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたることとする。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施することとする。ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国及び香取市に報告する。

(2) 改善・復旧計画書

事業者は、業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう、国及び香取市から改善勧告を受けた場合、直ちに改善・復旧計画書を作成し国及び香取市に提出しその確認を得る。

1) 改善・復旧計画書の記載内容

業務不履行の内容

業務不履行の場所

業務不履行の原因

改善・復旧の方法

改善・復旧の期限

改善・復旧の責任者

2) 再提出

国及び香取市は、改善・復旧計画の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合、再提出を求めることがある。国及び香取市は再提出を求める場合、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。

再提出の場合は、国及び香取市が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画書を作成し提出する。

3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書の記載内容

業務不履行の内容

業務不履行の場所

業務不履行未改善の原因

改善・復旧の方法

改善・復旧の期限

改善・復旧の責任者

8．契約の終了

国及び香取市は、契約の一部解除により、選定事業の実施の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の契約不履行等を理由に事業契約及び維持管理・運営業務委託契約を終了することがある。

この場合、国及び香取市は、事業契約書及び維持管理・運営業務委託契約書の定めるところに従い、契約を終了するものとする。

別紙

実地における確認内容

施工の品質と完成の状態を確認するため、工事の中間段階及び完成時に実地において確認を行う。

工事工程を基に確認時期を逸する事がないよう緊密な連絡体制をとるものとする。

建築工事

工事種目	確認内容
仮設工事	敷地境界石の位置及び境界 縄張り ベンチマークの設置状況及び高さ 遣り方 等
地業工事	試験杭の支持地盤・掘削深さの確認 等
鉄筋工事	鉄筋の組立状況 等
コンクリート工事	打込み前の状況 打設状況 打ち継ぎ部の位置の確認 等
鉄骨工事	材料の製作状況（工場） 高力ボルト接合の状況 工事現場溶接接合の状況 耐火被覆の状況 等
防水工事	防水下地の状況 取合部の状況 仕上がり状態 防水材の使用量 等
石工事	仕上がり状態 等
タイル工事	仕上がり状態 等
木工事	材料の状況 工事現場接合の状況 仕上がり状態 等
屋根及びとい工事	仕上がり状態 等
金属工事	仕上がり状態 等
左官工事	仕上がり状態 等
建具工事	仕上がり状態 等
塗装工事	仕上がり状態 等
内装工事	仕上がり状態 等
エント及びその他工事	仕上がり状態 等
排水工事	仕上がり状態 等

土木工事

工事種目	確認内容
仮設工事	仮設工事前後の状態、仮設撤去後の状態 等
基礎工事	支持地盤の状態、基礎材料及び形状寸法の確認 等
盛土工事	盛土材料、転圧状況、搬入状態 等
掘削工事	湧水、残土処分の状態 等
法面工事	のり面勾配、保護工の状態 等
排水工事	経路、形状寸法の確認 等
舗装工事	主要材料及び仕上がり状態 等
植栽工事	植え付け状態、支柱方式等
付帯工事	標識、管理施設等の材質、配置、等
照明工事	経路、形状寸法の確認 等
給水工事	経路、形状寸法の確認 等
工作物工事	形状寸法の確認、据付位置の確認、仕上がり状態の確認 等

電気設備工事

工事種目	確認等内容
配管・配線工事	電線・ケーブル等の敷設状況 防火区画貫通部の処理状況 等
架空配線・地中配線工事	管路の敷設状況 等
接地工事	接地極の埋設状況 接地抵抗値の確認 等
電力設備工事	器具・盤等の据付状況 測定及び試験 等
受変電設備工事	受変電機器の据付状態 測定及び試験 等
静止形電源設備工事	電源装置の据付状態 等
発電設備工事	発電装置の据付状態 測定及び試験 等
通信・情報設備工事	機器等の据付状態 測定及び試験 等
総合調整	受変電設備の稼働状態 通信・情報設備の運転状態 監視制御設備の運転状態 等

給排水衛生設備及び空調換気設備工事

工事種目	確認内容
給排水衛生設備及び空調換気設備に係る配管工事	配管の吊り及び支持の状況、管材質の確認 配管付属品及び計器の取付状況 管の接合状態 防火区画貫通部の処理状況 埋設管の保護の状況 等
ダクト工事	ダクトの吊り及び支持の状況 ダクト付属品及び計器の取付状況 ダクト接続状態 ダクト板厚の確認 防火区画貫通部の処理状況 等
保温工事	仕上り状況 保温仕様の確認 防火区画貫通部の処理状況 等
塗装工事	仕上り状況 等
機器据え付け工事	機器類の据え付け状態（アンカー耐震強度の確認） 等
自動制御設備工事	自動制御装置及び盤類の取付状況 自動制御装置の調整状況 防火区画貫通部の処理状況 等
消火設備工事	機材の取付状態 等
ガス設備工事	配管の吊り及び支持の状況 配管付属品及び計器の取付状況 管の接合状態 防火区画貫通部の処理状況 等
昇降機設備工事（エレベーター）	各機材の固定及び取付状態 乗り場・かご内の仕上り状況 防火区画貫通部の処理状況 安全装置の取付状況 電気配線・配管の取付状況 運転状態 等
総合調整	ダクト系統の運転状態 配管系統、機器類の運転状態 自動制御設備の運転状態 消火設備の運転状態 等